特別養護老人ホーム「ラ・メール小中野」

契約および重要事項説明ならびに個人情報利用同意書

入所契約書

地域密着型介護老人福祉施設である特別養護老人ホームラ・メール小中野利用契約者（以下「契約者」という）と社会福祉法人吉幸会（以下「事業者」という）は、契約者が地域密着型介護老人福祉施設である特別養護老人ホームラ・メール小中野（以下「ホーム」という）における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される地域密着型施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

第一章　　総　　則

第１条（契約の目的）

1. 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第 3 条及び第 4 条に定める地域密着型施設サービスを提供します。
2. 事業者が契約者に対して実施する地域密着型施設サービスの内容は、ケアプランに定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。
3. 契約者は、第 13 条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従いサービスを利用できるものとします。

第２条（介護福祉施設計画の決定・変更）

1. 事業所は、生活相談員に第 1 条第 2 項に定める地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
2. 地域密着型施設サービス計画（以下「施設サービス計画」という）は、計画担当生活相談員が施設サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
3. 事業者は、概ね６ヶ月（*要介護認定有効期間）に１回、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、計画担当生活相談員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
4. 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第３条（介護保険の基準サービス）

事業者は、介護保険の基準サービスとして、ホームにおいて、契約者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

第４条（介護保険の基準外サービス）

１．事業者は契約者との合意に基づき、下記のサービスを提供するものとします。

一　契約者が選定する特別な食事の提供

二　契約者に対する理美容サービス

三　別に定めるところに従って行う契約者からの貴重品の管理

四　事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事

２．前項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。

３．事業者は、第１項及び第２項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章　　サービスの利用と料金の支払い

第５条（サービス利用料金の支払い）

１．契約者は、要介護度に応じて第３条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の１割、一定の所得以上の方は２割または３割に居住費、食費を加えた額）を事業者に支払うものとします。

但し、契約者がいまだに要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。要介護認定後、自己負担分を除く金額は介護保険から払い戻しされます。（償還払い）

２．第４条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。

３．前項の他、契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。

４．前３項に定めるサービス利用料金は１か月ごとに計算し、契約者はこれを翌月末日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。

５．１か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第６条（利用料金の変更）

１．前条第１項に定めるサービス利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

２．前条第２項及び第３項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の２か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

３．契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

第三章　事業者の義務等

第７条（事業者及びサービス従事者の義務）

１．事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとします。

２．事業者は契約者の体調・健康状態から見て必要な場合には、医師または看護職員と連携し契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。

３．事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。

４．事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間満了日の３０日前までに、要介護認定の更新申請の援助を行うものとします。

５．事業者は、契約者に対する介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを２年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第８条（守秘義務等）

１．事業者、サービス従事者又は従業員は、サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

２．事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

３．事業者は第 17 条に定める契約者の円滑な退所のための援助を行う場合に、契約者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて契約者の同意を得るものとします。

第四章　契約者の義務

第９条（契約者の施設利用上の注意義務等）

１．契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

２．契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な処置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

３．契約者は、ホームの施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

第五章　　損害賠償（事業者の義務違反）

第１０条（損害賠償責任）

１．事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第８条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

２．事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第１１条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

一　契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

二　契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は、不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

三　契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

四　契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第１２条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章　　契約の終了

第１３条（契約の終了事由）

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

一　契約者が死亡した場合

二　要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合

三　事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合

四　施設の滅失や重大な毀損によりサービスの提供が不可能になった場合

五　ホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
六　第１４条～第１６条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第１４条（契約者からの中途解約等）
１．契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の１４日前までに事業者に通知するものとします。
２．契約者は、第６条第３項の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
３．契約者が、第１項の通知を行わずに居室から退去した場合には、本契約を即時に解約することができます。
４．第５条第５項の規定は、本条に準用されます。

第１５条（契約者からの契約解除）
契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には本契約を解除することができます。
一　事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
二　事業者もしくはサービス従事者が第８条に定める守秘義務に違反した場合
三　事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
四　他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第１６条（事業者からの契約解除）
事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
一　契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
二　契約者による、第５条第１項から第３項に定めるサービス利用料金の支払いが原則として２か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
三　契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
四　契約者が連続して３か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
五　契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

第１７条（契約の終了に伴う援助）

本契約が終了し、契約者がホームを退所する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うものとします。

一　適切な病院もしくは診療所又は介護老人保険施設等の紹介

二　居宅介護支援事業者の紹介

三　その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

第１８条（契約者の入院に係る取り扱い）

１．契約者が病院又は診療所に入院した場合、３か月以内に退院すれば、退院後も再びホームに入所できるものとします。

２．契約者が病院又は診療所に入院した後６日以内に退院した場合は、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分)を事業者に支払うものとします。但し、入院期間が６日を超える場合には、契約者は所定のサービス利用料金を支払う必要がありません。

第１９条（居室の明け渡しー精算ー）

１．契約者は、第１３条第二号から第六号により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第９条第３項（原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。

２．契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金を事業者に対し支払うものとします。

３．契約者は、第１７条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。

４．第１項の場合に、１か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払額については、第５条第５項を準用します。

第２０条（残置物の引取等）

１．契約者は、本契約が終了した後、契約者の残置物（高価品を除く）がある場合に備えてその残置物の引き取り人(以下「残置物引取人」という)を定めることができます。

２．前項の場合、事業者は、本契約が終了した後、契約者又は残置物引取人にその旨連絡するものとします。

３．契約者又は残置物引取人は、前項の連絡を受けた後２週間以内に残置物を引き取るものとします。但し、契約者又は残置物引取人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後速やかに事業者にその旨を連絡するものとします。

４．　事業者は、前項但し書の場合を除いて、契約者又は残置物引取人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を契約者又は残置物引取人に引き渡すものとします。
　　但し、その引き渡しに係る費用は契約者又は残置物引取人の負担とします。
５．　事業者は、契約者が残置物引取人を定めない場合には、自己の費用で契約者の残置物を処分できるものとします。その費用については、契約者からの預かり金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

第２１条（一時外泊）
１．契約者は、事業者の同意を得た上で、１か月に６日を限度として、外泊することができるものとします。この場合、契約者は外泊開始２日前までに事業者に届け出るものとします。
２．前項に定める外泊期間中において、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分)を事業者に支払うものとします。

第七章　　その他

第２２条（苦情処理）
　事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第２３条（協議事項）
　本契約に定められていない事項について問題が生じた場合は、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意を持って協議するものとします。

重要事項説明書

１．地域密着型介護老人福祉施設の概要

（１）当施設の概要

施　　設　　名	特別養護老人ホーム　ラ・メール小中野
所　　在　　地	青森県八戸市小中野５丁目 10 番１号
電　話　番　号	０１７８－３８－３４３５
Ｆ　Ａ　Ｘ　番　号	０１７８－３８－３４０４
事　業　所　番　号	０２９０３００５２４

（２）当施設の職員体制（短期入所生活介護と兼務）

職　　名	常　勤	非常勤	合　計	業　　務　　内　　容
管理者（施設長）	１名		１名	介護従業者及び業務の管理
医　　師		１名	１名	健康管理及び療養上の指導
生 活 相 談 員	２名		２名	生活相談、処遇の企画や実施等
管 理 栄 養 士		１名	１名	食事の献立作成、栄養指導
介　護　職　員	13 名以上		13 名以上	日常生活全般の介護並びに相談、助言等
看　護　職　員	１名以上		１名以上	健康管理や療養上の世話
機能訓練指導員	１名以上		１名以上	機能訓練に関する業務
介護支援専門員	（１名）		（１名）	施設サービス計画の作成等に関する業務
事　務　職　員	１名以上		１名以上	預かり金等に関する業務
清　　掃　　員		２名	２名	清掃、洗濯等の業務
計	19 名	４名	23 名	

（３）主な職種の勤務体制

職　　種	勤　　務　　体　　制	
医　　師	毎月第１・３　　木曜日	
看　護　職　員 及び 介　護　職　員	早　番	７：００～１６：００
	日　勤	８：３０～１７：３０
	遅　番　1	１０：００～１９：００
	遅　番　2	１１：００～２０：００
	夜　勤	１６：３０～　９：３０

（４）当施設の設備の概要

（共有設備）

医　務　室 医務薬品庫・看護ルーム・静養コーナー）	２０．４４㎡	脱　衣　室 （1・2）	１室①　６．２１㎡ １室②　６．９９㎡
面　談　室	１２．９４㎡	研修・会議室	４９．７０㎡
浴　　室	機械浴室・小浴室　２２．００㎡	介護ルーム	８・５４㎡
霊　安　室	９．３２㎡	共同生活室 （食堂・機能回復訓練室・リビング）	１３４．６２㎡

（多床室８室、個室１室　定員 29 名）

居　　室	1人部屋1室（1室11.39㎡） 2人部屋2室（1室22.78㎡） 4人部屋6室（1室45.56㎡）

２．当施設の特徴等

（１）運営の方針

施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅での生活への復帰を念頭に置いて、入所前の生活と入所後の生活の連続性に配慮しながら、入浴、排せつ、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。そのことにより、入所者が相互に社会的関係を築き、その有する能力に応じて自律的な日常生活を営んでいただくことを目的としています。

（２）サービスの利用のために

事　　項	備　　考
従業員への研修の実施	年１２回内部勉強会を実施します。（外部研修は適時実施）
事業提供マニュアル	事業計画に添った余暇サービスを提供いたします。
サービスマニュアル	サービスマニュアルに添った適切なサービスを提供します。
変更の申し込み方法	サービス開始日の前日までに事業者に申し出るものとします。
身　体　的　拘　束	入所者又は、他の入所者の生命又は、身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行わない。

（3）サービスの利用に当たっての留意事項

面　　会	面会時間　午前８時～午後７時 （来訪者が宿泊する場合は、必ず許可を得てください）
外出・外泊	外出・外泊の際は、外出・外泊届に必要事項を記入してください。
飲酒・喫煙	医師の指示がある方は、ご遠慮いただく場合があります。
所持品の持ち込み	原則として、身の回り品は持ち込み可能です。
設備、器具の利用	設備、器具はご自由にお使いください。
金銭、貴重品の管理	ご希望により通帳、届出印の管理を行います。また、小口支払いや介護費用など日常必要な程度の金銭を管理致します。

３．サービスの内容

サービス	内　　容
居室の提供	個室または多床室になります。
食　　事	朝食　7：30～　　昼食　12：00～　　夕食 18：00～
入　　浴	個浴の実施など、入所者の意向に応じた入浴を週に最低２回していただきます。ただし、状態に応じ、特別浴又は清拭となる場合もあります。
生活相談	生活相談員に、日常生活に関する事などについて相談できます。
機能訓練	生活機能の改善又は、維持のための機能訓練を行います。
介　　護	食事、排泄、入浴等日常生活全般において実施いたします。
健康管理	医師の指示により健康管理、保健管理を行います。 【協力医療機関】 ・ホームケアクリニック　はちのへ ・白山台歯科医院
レクリエーション	軽体操、趣味活動、その他行事、随時ボランティアの慰問もあります。

４．利用料金

（1）介護保険の基準サービス

①地域密着型介護老人福祉施設サービス料

	1日当りの利用料金	介護保険適用時の1日当りの自己負担額
要介護度　1	6,000 円	600 円
要介護度　2	6,710 円	671 円
要介護度　3	7,450 円	745 円
要介護度　4	8,170 円	817 円
要介護度　5	8,870 円	887 円

②付加サービスの利用料

☆サービス利用以外でお支払いいただく料金（１割の場合）

◎初期加算…入所日から３０日間･１ヶ月間以上の入院から退院後　　１日　　３０円

◎看護体制加算Ⅰイ　　１日　　１２円

◎看護体制加算Ⅱイ　　１日　　２３円

◎療養食加算　　１回　　６円

◎日常生活継続支援加算Ⅰ　　１日　　３６円

◎看取り介護加算Ⅰ　　１日　　７２円（死亡日 45 日前～31 日前）

１日　　１４４円（死亡日 30 日前～４日前）

１日　　６８０円（死亡日前々日、前日）

１日　　1，２８０円（死亡日）

◎若年性認知症入所受入加算　　１日　　１２０円

◎介護職員等処遇改善加算Ⅰ　　介護報酬総単位数(基本サービス費＋各種加算減算)

176/1000　(1 月につき)

◎科学的介護推進体制加算　　１月　　４０円

◎夜勤職員配置加算Ⅲ(イ)　　１日　　４１円

◎生産性向上推進体制加算Ⅱ　　1 月　　１０円

《加算要件》

初期加算	入所日から 30 日間又は入所後 30 日以上入院し、退院した場合
看護体制加算Ⅰイ	看護職員の数が１名以上配置していること
看護体制加算Ⅱイ	看護職員の数が２名以上配置していること ２４時間連絡できる体制を確保しておくこと
療養食加算	利用者の病状等に応じて、主治医より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、療養食が提供された場合 （糖尿病食・腎臓病食・胃潰瘍食・脂質異常症食 肝臓病食・貧血食・膵臓病食・痛風食及び特別な場合の検査食）
入院・外泊時費用	入院・外泊期間のうち、入院又は外泊が初日と最終日を除いた日について、1 月に 6 日間を限度として算定 但し、月をまたぐ場合は最高 12 日間算定できる
日常生活継続支援加算	厚生労働大臣が定める基準に適合した介護職員を入所者６人に対して１人配置していることにより、質の高い

	サービス提供を行なうことで算定できる。
若年性認知症入所受入加算	若年性認知症と診断された方が入所された場合に算定（40歳～64歳の方が対象※65歳の誕生日前々日まで）
看取り介護加算Ⅰ	死亡日45日前～31日前 72単位／日 死亡日30日前～4日前 144単位／日 死亡日前々日、前日 680単位／日 死亡日 1,280単位／日
安全対策体制加算	事故発生防止の為、担当者を配置し指針・委員会・研修を適切に実施する体制が整備されている場合に算定
介護職員等処遇改善加算	キャリアパス要件等を満たし、介護職員等の処遇等を改善するための加算
科学的介護推進体制加算Ⅰ	科学的介護情報システム(LIFE)へのデータ提出とフィードバック情報の活用により、介護サービスの質の評価と科学的介護の取り組みを推進するための加算
夜勤職員配置加算Ⅲ(イ)	夜間の介護職員配置を強化し、夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引実施可能な職員を配置している場合に算定
生産性向上推進体制加算Ⅱ	介護機器の導入により、ケアの質の向上と職員の負担軽減を目的とした加算です。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一度お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※　一定の所得以上の方は２割又は３割負担となります。

※　ご契約者が、６日以内の入院又は、外泊された場合の利用料金は下記のとおりです。

	１日当りの利用料金	介護保険適用時の１日当りの自己負担額
サービス料金	2,460円	246円

（２）（１）以外のサービス料金

食費	１日　1,545円	
居住費	多床室　１日　　915円　、　個室　　1,231円	
希望食	実費	
日常生活費	理美容代	実費
	健康管理費	インフルエンザ等予防接種費用　実費
	レクリエーション費用	実費

	クラブ活動費	実費

※　居室と食事に係る費用については、特定入所者介護サービス費の適用になる方は、下記の負担額となります。

利用者負担額

☆利用者負担第１段階

	居　住　費	食　　費
多床室	０円	３００円
個　室	３８０円	３００円

☆利用者負担第２段階

	居　住　費	食　　費
多床室	４３０円	３９０円
個　室	４８０円	３９０円

☆利用者負担第３段階

	居　住　費	食　　費
多床室	①４３０円 ②５３０円	①６８０円 ②1，４２０円
個　室	①８８０円 ②９８０円	①６８０円 ②1，４２０円

☆利用者負担第４段階

	居　住　費	食　　費
多床室	９１５円	１，５４５円
個　室	１，２３１円	１，５４５円

（３）料金の支払方法

１か月ごとに計算し、ご契約者はこれを翌月の末日までにお支払いください。

お支払方法は、銀行振込、窓口支払、又は青森みちのく銀行の口座より引き落としもできます。

５．サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当施設の職員がお伺いいたします。

※居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

（２）サービスの終了

①　ご契約者のご都合でサービスを終了する場合

退所を希望する日の１４日前までにお申し出ください。

②自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ご契約者が他の介護保険施設に入所した場合
- 介護保険給付でサービスを受けていたご契約者の要介護認定区分が、非該当（自立・要支援）と認定された場合
- ご契約者が亡くなられた場合

③その他

- ご契約者がサービス利用料金の支払いを２ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したのにもかかわらず支払わない場合、又はご契約者やご家族などが当施設や当施設のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、サービス契約終了の７日前に文書で通知し、退所していただく場合があります。
- ご契約者が病院又は診療所に入院し、明らかに３ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又は入院後３ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合

６．サービス内容に関する苦情

①特別養護老人ホーム「ラ・メール小中野」のお客様相談・苦情窓口

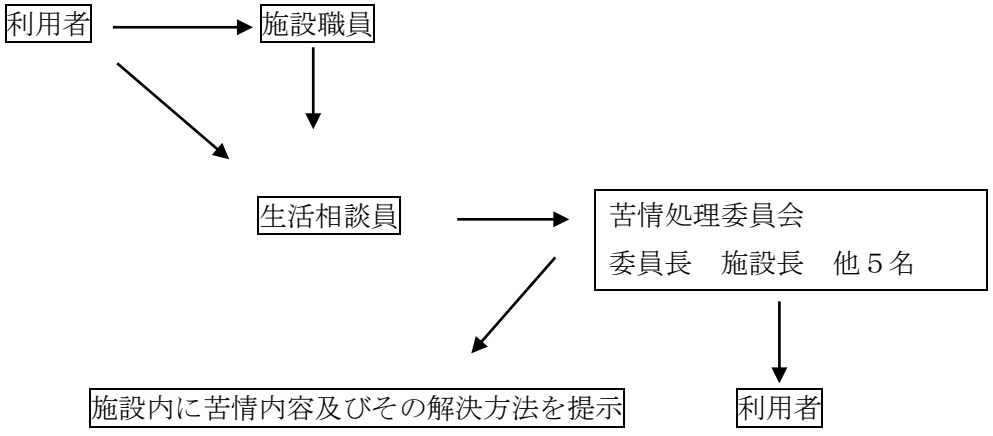
担当者　　生活相談員

電話番号　０１７８－３８－３４３５　ＦＡＸ　０１７８－３８－３４０４

受付　　年中（ただし　１２月２９日～１月３日を除く）

受付時間　午前８時３０分　～　午後５時３０分

（苦情処理フロー）



ほかに、八戸市介護保険課（直通）　電話　０１７８－４３－９２９２

青森県国民健康保険団体連合会相談苦情窓口　電話　０１７－７２３－１３３６

②その他

当施設以外に、お住まいの市町村又は青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます

7．緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治医	氏　名			
	連絡先		電話番号	
ご家族①	氏　名			
	連絡先		電話番号	
ご家族②	氏　名			
	連絡先		連絡先	

8．事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご契約者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

又、ご契約者に対して施設の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、当施設は、あいおい損保会社と損害賠償保険契約を結んでおります。

9．提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

10．非常災害対策

防災時の対応	まず１１９番に通報し、自衛組織に基づき、入所者を安全な場所に誘導し且つ、消火に努める。
防災設備	1.誘導灯設備　2.非常放送設備　3.自動火災報知設備　4.スプリンクラー設備 5.消火器設備　6.消防機関通報設備　7.カーテン等の防煙措置
防災訓練	年２回実施する。
防火責任者	専任の責任者を任命しています。

11．守秘義務

従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。た

だし、担当者会議、主治医、他の事業者等からの照会等については、この重要事項説明書により、本人、家族の同意を得たものとして、情報提供するものとする。

１２．その他

短期入所生活介護も行っております。

個人情報利用同意

私（及び私の家族）の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1　使用目的

（1） 介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援事業者または地域包括支援センターと介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。

（2） 上記（1）のほか、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、または介護サービス事業者との連絡調整のために必要な場合

（3） 現に介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩しまたはケガ等で病院へ行った時で、医師・看護師等に説明する場合

2　個人情報を提供する場所

（1） 居宅サービス計画または介護予防サービス計画に記載されている介護サービス事業者

（2） 病院または診療所（体調を崩しまたはケガ等で診療することとなった場合）

3　肖像権および施設内におけるボランティアとの交流

（1） 施設においてはその性格上、他ご利用者様のご家族、見学者、施設管理に関する業者等の施設への出入りがあります。

（2） 当法人では、広報誌・ホームページにて、ご利用者様の日常のご様子を関係方面にお知らせしております。その場合、ご利用者様のお写真を掲載させていただく場合があります。

□ 顔写真について（広報誌　・　ホームページ　・　施設内掲示）〇で囲んだもののみ掲示を了承します。

□ いずれも掲載をお断りします。

4　使用する時間

サービスの提供を受けている期間

5　使用する条件

（1） 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う

（2） 個人場情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する

地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供開始にあたり、別紙書面に基づき重要事項の説明をおこないました。

特別養護老人ホーム　ラ・メール小中野

説明者氏名　　印

私は、書面により事業者から重要事項の説明を受け、地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供に同意しました。また、サービス担当者会議等において、利用者及び家族の個人情報を用いることに同意します。

令和　　年　　月　　日

〈事業者〉　住　　所　青森県八戸市北白山台五丁目２番５号

事 業 所 名　　社会福祉法人　吉幸会

代表者氏名　　理事長　　上　山　　貢　　印

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

利 用 者　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

代 筆 者　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代筆理由　□字が書けない為

□その他（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ご家族　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

続柄（　　）

上記の契約を証するため、本書２通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各１通を保有するものとします。